

紀美野町第2回定例会会議録

平成24年6月5日（火曜日）

○議事日程（第1号）

平成24年6月5日（火）午前9時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
 - 第 2 会期の決定について
 - 第 3 諸般の報告について
 - 第 4 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて
(紀美野町税条例の一部を改正する条例について)
 - 第 5 議案第48号 紀美野町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する
条例について
 - 第 6 議案第49号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について
 - 第 7 議案第50号 和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
 - 第 8 議案第51号 教育委員会委員の任命の同意について
 - 第 9 議案第52号 平成24年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について
 - 第10 議案第53号 平成24年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第
1号）について
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第10まで

○議員定数 14名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	七良 裕 光 君
2 番	町 田 富枝子 君
3 番	田 代 哲 郎 君
4 番	小 椋 孝 一 君
5 番	北 道 勝 彦 君

6番	向井中	洋	二	君
7番	上北	よしえ		君
8番	伊都	堅	仁	君
9番	仲尾	元	雄	君
10番	松尾	紘	紀	君
11番	杉野	米	三	君
12番	美野	勝	男	君
13番	美濃	良	和	君
14番	加納	国	孝	君

○欠席議員

なし

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本光嘉君
副町長	小川裕康君
教育長	橋戸常年君
消防長	家本宏君
総務課長	井上章君
企画管財課長	増谷守哉君
住民課長	牛居秀行君
税務課長	中谷嘉夫君
保健福祉課長	山本倉造君
産業課長	岩田貞二君
建設課長	山本広幸君
総務学事課長	
教育次長	中尾隆司君
生涯学習課長	尾花延弥君
会計管理者	西切博充君

水 道 課 長 南 秀 秋 君
地 籍 調 査 課 長 温 井 秀 行 君
美 里 支 所 長 西 敏 明 君
代 表 監 査 委 員 向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 大 東 淳 悟 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 会

○議長（加納国孝君） ただいまから平成24年度第2回紀美野町議会定例会を開会します。

（午後 9時00分）

○議長（加納国孝君） これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（加納国孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、12番、美野勝男君、13番、美濃良和君を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（加納国孝君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、仲尾元雄君。

（議会運営委員長 仲尾元雄君 登壇）

○議会運営委員長（仲尾元雄君） 去る6月1日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告いたします。

会期は、本日から19日までの15日間とし、再開日は12日、15日及び19日と決定しました。

議事日程につきましては、配付しております議事予定日程表のとおりであります。

次に、一般質問の通告は6月6日、午後3時までといたします。

次に、総務文教常任委員会を6月8日、午前9時30分から、産業建設常任委員会は6月7日、午前9時30分から開催したいと思います。

次に、全員協議会を本日、土地開発公社及びふるさと公社の報告後の休憩中に開催します。また、6月12日にも本会議終了後、開催したいと思います。

次に、広報編集委員会を6月15日、本会議終了後、開催したいと思います。

なお、議事の進行上、日程を順次繰り延べる場合もありますので、よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

(議会運営委員長 仲尾元雄君 降壇)

○議長(加納国孝君) お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま報告のとおり、本日から6月19日までの15日間にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加納国孝君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月19日までの15日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長(加納国孝君) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果に関する報告について提出されております。

お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

本定例会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長(寺本光嘉君) 開会に当たりまして、一言ごあいさつ並びにその後の行政報告を申し上げます。

本日、紀美野町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位を初め関係者の皆様方には何かと御多忙中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、国では社会保障と税の一体改革関連法案が審議され、消費税率引き上げの是非をめぐって議論されているところでございます。県内景気の状態は横ばいであり、見通しは回復傾向との調査もありますが、約40%の企業が売り上げ不振となっております。消費税率の引き上げにより、景気の悪化がさらに懸念されるところでございます。

また、心配される夏場の電力不足は、大変厳しい状況があり、一昨年の夏と比較いたしまして、15%の節電の協力依頼があり、しっかりと節電に取り組まなければなりません。

さて、平成21年10月から続いていました損害賠償請求義務づけ住民訴訟請求事件の判決の申し渡しに、去る5月29日にあり、「原告の請求をいずれも棄却する。」「訴訟費用は原告の負担とする。」との判決でありました。

さて、今議会の補正予算に、下神野小学校の備品購入及び給食室の改修工事予算並びに美里中学校の給食室の改修工事予算を計上しておりますが、これは中学校給食の開始のための予算であります。

また、従来実施いたしておりました小規模土地改良事業は、今後、国庫補助金の農業体質強化基盤整備促進事業として実施してまいります。

介護基盤緊急整備事業の小規模多機能型居宅介護施設の施設整備と運営については、公募により決定した事業者に助成を行うものであります。

また、体育施設の整備では、スポーツ公園体育館の耐震補強工事を実施いたします。

さて、今期定例議会に上程している案件は、議案第４７号から議案第５３号までの７件であります。

専決処分の承認を求めることの案件が１件、町条例の一部改正に係る案件が２件、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての案件が１件、教育委員会委員の任命の同意についての案件が１件、そして平成２４年度紀美野町一般会計及び特別会計の補正予算に係る案件が２件であります。

この後、担当課長より詳しく御説明を申し上げますので、十分御審議の上、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げまして、ごあいさつ並びに行政報告とさせていただきます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（加納国孝君） 次に、紀美野町土地開発公社の経営状況について及び財団法人紀美野町ふるさと公社経営状況について、一括報告を願います。

企画管財課長、増谷君。

(企画管財課長 増谷守哉君 登壇)

○企画管財課長（増谷守哉君） それでは、企画管財課のほうから紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について、そしてまた、財団法人紀美野町ふるさと公社の経営状況を説明する書類について、御報告をさせていただきます。

それでは、紀美野町土地開発公社の経営状況から報告をさせていただきたいと思います。

説明資料を机の上にお配りしていますので、その資料をごらんいただきたいと思います。

紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、紀美野町土地開発公社の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

平成24年6月5日提出 紀美野町長 寺本光嘉

表紙より2枚めくっていただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。

平成23年度紀美野町土地開発公社事業報告書でございます。

まず、一般事項の（1）理事会議決事項についての実績報告でございます。

平成23年5月27日に開催された第1回理事会におきまして、議案第1号、平成22年度の決算についての議決をいただいております。

また、平成24年3月26日に開催された第2回理事会において、議案第1号、平成23年度補正予算について及び議案第2号、平成24年度予算についての議決をいただいております。

次に、（2）役員に関する事項についてでございます。

まず、ア、役員の異動に関する事項についてでは、平成23年3月31日に4名の理事が辞任されました。そして、新たに4月1日に3名の理事、5月1日に1名の理事、計4名の理事に御就任をいただいております。

また、平成23年4月30日に1名の幹事が辞任され、翌5月1日に新たに1名の方に幹事に就任をいただいております。

次のイ、役員名簿でございます。

平成24年3月31日時点の役員名簿を掲載させていただいております。理事長と筆頭理事を含む理事14名、監事2名、計17名の名簿となっております。

次、（3）行政官庁認可等に関する事項について、平成23年4月14日及び5月11日に理事の変更に伴う変更登記を和歌山地方法務局に申請し、同日に認可を受けてございます。

また、平成23年6月7日の紀美野町議会第2回定例会において、平成22年度紀美野町土地開発公社の経営状況の報告をさせていただきました。

次、平成24年1月6日に、1名の理事の変更に伴う変更登記を、和歌山地方法務局に申請し、同日、認可を受けてございます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

公社の土地の取得、処分、造成事業収益、保有状況についての報告書でございます。

2、業務（1）の土地取得状況及び（2）の土地処分状況につきましては、土地の取

得及び処分はございませんでしたので、面積、取得価格ともゼロとなっております。

(3) の土地造成事業収益でございますが、昨年度におきましては、福井檜山団地の販売促進のために、町のホームページへ詳細な分譲情報の掲載、また、和歌山市内の住宅メーカーへのパンフレットの配布の依頼、また、町内イベント時のパンフレットの配布を行い、町内外から10件程度の問い合わせがございましたが、残念ながら販売契約に至りませんでした。そのため、面積、取得原価ともゼロとなっております。

続きまして、次、(4) の土地保有状況でございます。

公有地取得事業用地としては、面積3,205平米、取得原価1,020万3,000円でございます。これにつきましては、国木原のふれあい公園付近の国木原字応神峯336-6番地と、他一筆の用地でございます。特定土地等事業用地1,966.57平米、566万5,899円、この用地につきましては、野上中学校南の貴志川周辺の下佐々字飛ノ瀬995-1番地の用地でございます。

福井檜山団地宅地造成用地3696.84平米、1億3,031万4,427円、17区画の分譲地の、福井字檜山1111-6番地、ほか16筆の面積と取得価格でございます。

以上、土地保有面積合計8,868.41平米、取得価格合計1億4,618万3,326円となっております。

次、3ページをごらんいただきたいと思います。

損益計算書でございます。

1、事業収益及び2、事業原価につきましては、実績がございませんでしたので、事業総利益につきましては、ゼロ円となっております。

3、販売費及び一般管理費1万764円、この内訳につきましては、福井檜山団地の防犯灯4基の電気代1万364円及び会議のための出張の際の駐車場料金400円でございます。

次、4、事業外収益(1)受取利息1,828円につきましては、普通預金の利息328円と基本財産500万円の定期預金の利息1,500円の合計となっております。

(2) の雑収益はゼロ円でございます。

次に、5、事業外費用の(1)支払利息6万5,391円は借入金8,500万円に対する利息です。経常損失、当期純損失とも7万4,327円となります。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

貸借対照表でございます。

資産の部、1、流動資産の（1）現金及び預金643万8,711円に、（2）公有用地1,020万3,000円、（3）特定土地566万5,899円、（4）完成土地1億3,031万4,427円、（5）未収金はありません。

以上、流動資産合計1億5,262万2,037円でございます。

次に、2、固定資産について該当物件はありません。

以上、資産合計1億5,262万2,037円でございます。

次に、負債及び資本の部でございます。

1、流動負債の（1）短期借入金8,500万円でございます。（2）未払い金、（3）借受金につきましてはありません。流動負債合計8,500万円となります。

2、固定負債につきましてはありません。負債合計8,500万円となります。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと思います。

1、資本金（1）資本財産500万円、定期預金で利息0.03%で保有をしてございます。

2、準備金は、（1）前年度繰入金6,269万6,364円と、（2）当期純損失7万4,327円、準備金合計6,262万2,037円となります。

資本合計6,762万2,037円、負債資本合計1億5,262万2,037円でございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。

財産目録でございます。

資産の部、流動資産1億5,262万2,037円、この内訳は普通預金143万8,711円、定期預金500万円、公有用地1,020万3,000円、特定土地566万5,899円、完成土地1億3,031万4,427円でございます。固定資産はありません。資産合計1億5,262万2,037円でございます。

次、負債の部では、流動負債の短期借入金8,500万円、固定負債での長期借入金はありません。負債合計8,500万円となります。差し引き純資産6,762万2,037円でございます。

次の7ページから8ページに附属明細書として、ただいま御説明させていただきました各費用の明細表を掲載させていただいております。

また、9ページに決算監査意見書を添付させていただいております。御確認のほう、

よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、簡単でございますが、平成23年度紀美野町土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

引き続きまして、ふるさと公社の経営状況を説明する書類の資料をごらんいただきたいと思ひます。

財団法人紀美野町ふるさと公社の経営状況を説明する書類について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人紀美野町ふるさと公社の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

平成24年6月5日提出 紀美野町長 寺本光嘉

それでは、2ページをめくっていただきたいと思ひます。

1ページでございます。

平成23年度事業報告書でございます。

昨年度は3月に発生した東日本大震災の後の混乱の中、4月からの営業開始となりました。災害後の自粛ムードで売り上げが減少する中、来客者数を確保したいということで、月に1度のペースで1年間を通じた各種イベントの開催を行ってまいりました。特に、恒例となった夏のそうめん流しには、回を重ねるたびに来客者数がふえ、売り上げの効果も実績としてあらわれるようになってまいりました。また、この対策に加え、インターネットでの宿泊予約の体制強化や町内ゴルフ場とのタイアップ、また、公社職員によるこまめな地域営業活動の実施など、新しいお客さんの掘り起こしによる集客力のアップを図ってまいりました。

また、一方、歳出の削減につきましては、職員の変更労働時間制など勤務体制の改革や、その他、営業経費全般での経費削減に鋭意に取り組んだ結果、総額約580万円の経費の削減を達成することができました。

これらの対策の取り組みの結果、平成17年度から続いていた単年度赤字から単年度黒字に転換した平成22年度に引き続き、平成23年度においても246万6,000円の純利益を出すことができました。

なお、ただいま紹介した取り組み以外に、1ページから3ページの事業報告書に、公社の寄附行為に明記された目的別に実施した事業内容を詳しく記載しておりますので、後ほど熟読をしていただきたいと思ひます。

それでは次、4ページをごらんいただきたいと思ひます。

平成23年度かじか荘・毛原オートキャンプ場営業実績説明資料でございます。

ここでは、各項目別の利用者数と売上額を前年度と比較した形で記載をしてございます。この中でかじか荘の売り上げの約7割を占める宿泊と宴会において、前年度比約マイナス780万円の減収となっております。そのほかの項目においても、前年度比マイナス7%からマイナス12%の減収となり、この結果、総売り上げでは、前年度比マイナス8.4%の1億1,160万6,853円となりました。

この減収の大きな要因といたしましては、昨年3月に発生した東日本大震災により、自粛ムードが高まり、この結果、観光業界に大きな影響を及ぼしました。

かじか荘においても、年度初めの3カ月間は大幅に売り上げがダウンしてしまいました。しかし、7月、8月には自粛ムードも薄れ、前年度月を超える売り上げを達成し、これからさらに売り上げを伸ばしていこうというやさきの9月に、台風12号により紀南を中心として大災害に見舞われました。紀美野町内においても、家屋の流出や国道のり面崩壊など、大きな被害が発生いたしました。

その後、全国からの和歌山県内への観光客が半減するなど、かじか荘においても、下半期の売り上げが前年度に比べ大きく減少することとなりました。

このような2つの大きな災害が発生したことが、集客、売り上げ減少の大きな原因であったものと考えています。

次に、5ページをごらんいただきたいと思います。

平成23年度の決算についての御報告でございます。

当決算につきましては、かじか荘及び毛原オートキャンプ場の指定管理に伴う運営管理事業と、県動物愛護センター等の施設整備事業を合算した決算書となっております。

まず、貸借対照表でございます。

資産の部、Ⅰの流動資産合計は6,664万3,651円、Ⅱの固定資産の合計は有形固定資産、無形固定資産を合わせまして1,288万1,963円、資産の合計は7,952万5,614円となっております。

次に、6ページをお願いしたいと思います。

負債の部、Ⅰの流動負債で、流動負債合計3,381万6,792円、負債合計3,381万6,792円と増額となっております。

資産の部でⅠの資本金8,000万円、Ⅱの利益剰余金の中の当期末処理損失が3,429万1,178円となっております。資本の合計といたしましては、Ⅰの資本金か

ら当期末処理損失を引きました4,570万8,822円となり、負債資本合計といたしましては7,952万5,614円となります。

次に、7ページをごらんいただきたいと思います。

損益計算書のⅠの営業損益の部、1、営業収益はかじか荘及び毛原オートキャンプ場での営業収益と、県動物愛護センター等の公共施設整備収入を合わせた1億2,160万6,853円となります。

2の営業費用につきましては、このページの中段に記載しております売上原価合計から期末商品棚卸高を引いた額4,354万3,364円となり、売上総利益といたしましては、1の営業収益から、この4,354万3,364円を引いた7,806万3,489円となります。

また、(2)の販売費及び一般管理費につきましては、8ページ中ほどに記載しております9,724万4,541円となっております。

売上総利益から販売費及び一般管理費を引いた額、営業損失は1,918万1,052円となっております。

Ⅱの営業外損益の部で1の営業外収益は、受取利息及び雑収入の合計で166万3,073円、2の営業外費用合計は1万5,408円で、経常損失といたしましては、営業損失と営業外費用を足したもののから営業外収益を引いた1,753万3,387円となっております。

次に、特別損益の部、1の特別利益は指定管理者料2,000万円でありまして、税引前当期純利益及び当期純利益といたしましては、経常損失から指定管理者料を差し引いた246万6,613円となります。当期末処理損失額につきましては、前期繰越損失より当期純利益を差し引きしました3,429万1,178円となっております。

続きまして、9ページをお願いいたします。

公共施設整備原価報告でございます。

これにつきましては、県動物愛護センター等の公共施設整備における売上原価の内訳でございます。

Ⅰ、労働費は859万9,434円、Ⅱの経費は100万9,162円となります。

公共施設整備原価につきましては、労務費と経費を合算した960万8,596円となっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

損失処理計算書でございます。

I、当期処理損失3,429万1,178円につきましては、次期繰越損失としての処理となります。

次、11ページをお願いします。

財産目録でございます。

資産の部、1、流動資産合計で6,664万3,651円、内訳につきましては、下記の示すとおりでございます。

2の固定資産の合計は1,288万1,963円、資産の合計といたしましては、流動資産と固定資産を足しました7,952万5,614円となっております。

次に、12ページをお願いします。

負債の部、1、流動負債といたしましては、3,381万6,792円でございます。内訳といたしましては、未払金が643万7,230円、未払費用は122万3,862円でございます。預り金6,000円、短期借入金2,500万円、未払消費税114万7,800円、未払法人税等1,900円でございます。

2の固定負債についてはございません。

負債合計といたしまして、3,381万6,792円となり、正味財産といたしましては、財産合計から負債合計を引きまして、4,570万8,822円でございます。

13ページ、最終のページには、5月16日に実施した監査による監査報告書となっております。

以上、簡単でございますが、平成23年度ふるさと公社の経営状況の報告とさせていただきます。

(企画管財課長 増谷守哉君 降壇)

○議長(加納国孝君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前 9時35分)

再 開

○議長(加納国孝君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時10分)

○議長(加納国孝君) 次に、一般質問の通告は6月6日、午後3時までに提出を

願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第４ 議案第４７号 専決処分の承認を求めることについて

(紀美野町税条例の一部を改正する条例について)

○議長（加納国孝君） 日程第４、議案第４７号、専決処分の承認を求めることについて、紀美野町税条例の一部を改正する条例について議題とします。

説明を願います。

税務課長、中谷君。

(税務課長 中谷嘉夫君 登壇)

○税務課長（中谷嘉夫君） それでは、議案書の１ページをお開きください。

議案第４７号、専決処分の承認を求めることについて

紀美野町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成２４年６月５日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由

地方自治法第１７９条第３項の規定により報告し、承認を求める。

２ページをお願いします。

専決処分書

地方自治法第１７９条第１項の規定により、紀美野町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成２４年３月３１日 紀美野町長 寺本光嘉

(理由)

平成２４年３月３１日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が公布され平成２４年４月１日から施行されること等に伴い、紀美野町税条例を改正する必要が生じたためです。

３ページをお願いします。

紀美野町税条例の一部を改正する条例

平成２４年３月３１日

条例第１３号

紀美野町税条例の一部を次のように改正する。

このことにつきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正に伴うものでございます。改正内容を簡単に説明させていただきます。

第36条の2第1項につきましては、所得税法の改正による町民税申告の改正で、平成26年3月申告分より適用されます。公的年金等、所得のみの方について、これまで住民税で寡婦控除を受けたい場合は申告を要していましたが、平成26年度以降は不要となりました。附則第10条の2第7項、8項につきましては、地方税法の改正に伴う条文の整理でございます。

附則第11条、第11条の2、第12条、第13条、第15条に関しましては、いずれも地方税法の改正に伴い、適用が平成26年度まで延長されたものであり、課税の内容については従来のもとは変更はありません。

附則第12条、旧第4項につきましては、地方税法の改正に伴う改正で、宅地の課税標準額特例の計算で負担水準が0.8のとき、課税標準額は措置という規定がありましたが、今回、この規定が地方税法で削除されたことにより、当町条例でも削除されたものであります。

4ページをお願いします。

附則第21条の2につきましては、旧民法第34条の特例民法法人から移行する一般社団法人が設置する非営利型に相当する幼稚園、博物館、図書館の固定資産の非課税申告について定めたものです。

附則第22条の2につきましては、東日本大震災の被災居住用財産の敷地に係る譲渡期間の延長の特例です。3年から7年に延長されました。

5ページをお願いします。

附則第23条は、東日本大震災の被災家屋と代替家屋の住宅借入金等、特別税額控除の重複適用を定めたものです。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第36条の2第1項ただし書きの改正規定及び次条例第1項の規定は、平成26年1月1日から施行されます。

6ページから7ページにつきましては、第2条町民税に関する経過措置、それから第3条固定資産税に関する経過措置となっています。

以上、簡単でございますが、御審議いただきまして、御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(税務課長 中谷嘉夫君 降壇)

◎日程第５ 議案第４８号 紀美野町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（加納国孝君） 日程第５、議案第４８号、紀美野町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。

総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長（井上 章君） 議案書の８ページをお願いいたします。

議案第４８号、紀美野町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

紀美野町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求める。

平成２４年６月５日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

地方自治法の改正に伴い、紀美野町議会政務調査費の交付に関する条例の改正を行うものでございます。

次の９ページをお願いいたします。

紀美野町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

紀美野町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を次のように改正する。

第１条中「第１３項」を「第１４項」に、「第１４項」を「第１５項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行するということで、この条例の改正について御説明を申し上げます。

別紙、新旧対照表の１６ページをごらんいただきながら、お願いいたします。

自治法の改正によりまして、自治法第１００条に１２項が新設をされました。そのために、１３項が１４項となり、１４項が１５項となったものでございます。内容の変更等はございません。附則につきましては、施行期日の規定であります。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

◎日程第6 議案第49号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長(加納国孝君) 日程第6、議案第49条、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。

消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長(家本 宏君) それでは、議案書の10ページをお開きください。

議案第49号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

紀美野町火災予防条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年6月5日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正され、近年の電気自動車の普及による急速充電設備について、設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を新たに定めることに伴い、紀美野町火災予防条例の改正を行うものでございます。

11ページをお開きください。

紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

紀美野町火災予防条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「全出力20キロワット以下のもの」の次に「及び次条に掲げるもの」を加え、同条の次に次に1条を加える。

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車または同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるもの

を除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならないということで、以下は1号から14号まで細かい基準が定められておりますが、後に御説明をさせていただきます。

次に12ページをごらんください。

第2項、前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

第12条第2項中「前条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第3項中「前条第1項第3号の2」を「第11条第項第3号の2」に改め、同条第4項中「前条第1項第7号」を「第11条第1項第7号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、または設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の紀美野町火災予防条例第11条の2の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

一応、第11条の2の第1項各号に関して、簡単に御説明をさせていただきますので、11ページをごらんいただきたいと思います。

まず、1号から3号まででございますが、急速充電設備の筐体に関する基準でございます。

4号から11号までは、急速充電設備の安全措置に関する基準でございます。

12号は急速充電設備のうち、蓄電池を内蔵しているものの基準でございます。

13号、14号は急速充電設備の維持管理に関する基準でございます。

次に、第2項であります。急速充電設備の設置位置、標識、使用及び保守管理に関する基準については、変電設備の基準を準用するといった内容でございます。

なお、詳細につきましては、条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表17ページから20ページをごらんいただきまして、御確認賜りますよう、お願いいたします。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

◎日程第7 議案第50号 和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（加納国孝君） 日程第7、議案第50号、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、議題とします。

説明をお願いします。

住民課長、牛居君。

（住民課長 牛居秀行君 登壇）

○住民課長（牛居秀行君） 議案書の13ページをごらんください。

議案第50号、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法第291条の3第3項の規定により、次のとおり和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

平成24年6月5日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございますが、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日から施行されるため、外国人住民が新たに住民基本台帳法の適用対象に加わることに伴い、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約につきまして、所要の変更を行うものでございます。

それでは、議案書の14ページをごらんください。

和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約でございます。

別紙の参考資料の新旧対照表では、21ページから22ページに記載されておりますので、ごらんいただければと思います。

それでは、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の改正内容につきまして、説明をさせていただきます。

別表備考中で「及び外国人登録原票」という表現がありますが、それを削ります。これにつきましては、新旧対照表の22ページに記載しておりますが、現行の規約では、「住民基本台帳及び外国人登録原票」という表現となっておりますが、本年、7月9日より外国人の方々につきましても、日本人同様、住民基本台帳に記載されることとなるため、外国人登録原票が廃止されることとなりますので、その文言を削除するものでございます。

また、附則の1といたしまして、この規約は平成24年7月9日から施行する。附則の2として、この規約による改正後の和歌山県後期高齢者医療広域連合規約別表の規定は、平成26年度以降の年度分の関係市町村の負担金から適用し、平成25年度分まで

の関係市町村の負担金につきましては、なお従前の例によるとなっております。

以上、簡単でございますが、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の説明とさせていただきます。

(住民課長 牛居秀行君 降壇)

◎日程第8 議案第51号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（加納国孝君） 日程第8、議案第51号、教育委員会委員の任命の同意について、議題とします。

説明を願います。

町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長（寺本光嘉君） 議案書の15ページをお願いいたします。

議案第51号、教育委員会委員の任命の同意についてでございます。

下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

氏名は東文男。

生年月日は昭和23年10月4日。

住所は紀美野町毛原宮481番地3

提案理由につきましては、前任者が平成24年5月31日をもって辞職したことに伴い、委員の任命をお願いするものでございます。

この前任者は大東委員でございまして、体調不良ということで出されましたので、その後任として提案をさせていただきますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

◎日程第9 議案第52号 平成24年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（加納国孝君） 日程第9、議案第52号、平成24年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について、議題とします。

説明を願います。

総務課長、井上君。

(総務課長 井上 章君 登壇)

○総務課長(井上 章君) 議案書の16ページをお願いいたします。

議案第52号、平成24年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)

平成24年度紀美野町の一般会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,308万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億8万1,000円とする。

2項 歳入歳出予算の補正の款項の部分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年6月5日提出 紀美野町長 寺本光嘉

23ページをお願いします。

まず、歳入でございます。

12款、分担金及び負担金、1項、1目、農林水産業費分担金では100万円の増額補正でございます。農業生産基盤保全管理等推進整備事業分担金でございます。従来の小規模土地改良事業県費補助金ですが、それが国費と変わるものでございます。

14款、国庫支出金、1項、3目の災害復旧費国庫負担金では221万1,000円の増額補正でございます。過年度の公共土木施設災害復旧費負担金でございます。

同じく、14款、国庫支出金、2項、4目の農林水産業費国庫補助金では1,700万円の増額でございます。農業生産基盤保全管理等推進整備費補助金1,100万円、先ほど申し上げました従来の小規模土地改良事業が国費になった分でございます。鳥獣害防止総合対策事業費補助金で600万円、100%の補助でございます。

それから、6目の教育費国庫補助金で28万1,000円、小学校あるいは中学校の災害の被災児童、生徒に対しまして、就学の援助の助成ということでございます。

14款、3項、1目の総務費国庫委託金では9万5,000円の増額でございます。外国人登録事務委託金で6万円の減額、中長期在留者居留地届出等事務委託金で15万5,000円の増額となっております。

15款、県支出金、2項、1目の総務費県補助金で125万9,000円の増額です。消費者行政活性化事業費交付金で13万5,000円、過疎集落再生・活性化支援補助

金で112万4,000円でございます。

2目の民生費県補助金で3,593万円でございます。介護基盤緊急整備等臨時特例補助金で3,000万円、それから施設開設準備経費助成特別対策事業補助金で540万円、いずれも小規模多機能型の居宅介護施設整備あるいは運営の助成となっております。

それから、4節の児童福祉費補助金で53万円、放課後児童健全育成事業で5万円、子育て支援特別対策事業補助金で48万円でございます。

4目の農林水産業費県補助金で516万2,000円、農業費補助金で地域活性化アグリビジネス支援事業費補助金で150万円、農家民泊の開設等の補助金でございます。緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金で220万円となっております。林業費補助金では森林整備地域活動支援交付金ということで146万2,000円でございます。

続いて、6目の教育費県補助金で85万2,000円、きのくに共育コミュニティ事業費補助金でございます。

同じく、15款、3項、1目の総務費県委託金で8万6,000円、指定統計調査委託金、経済センサスの分でございます。

それから、19款、繰越金、1項、1目の繰越金で4,085万円でございます。前年度繰越金でございます。

20款、諸収入、4項、1目の雑入1,325万5,000円の増額補正です。消防団員退職報奨金で289万7,000円、光ファイバー設備移転補償費で835万8,000円、移住・交流による地域活性化支援事業補助金で200万円でございます。

1枚めくっていただきまして、25ページをお願いします。

21款、町債、1項、4目の農林水産業債では760万円、合併特例債でございます。

8目の教育債で4,670万円、合併特例債で2,830万円、それから、過疎対策事業債で1,840万円の増額となります。

9目の災害復旧費で80万円、過年度災害復旧事業債でございます。

続いて、26ページをお願いします。

歳出でございます。

1款、議会費、1項、1目、議会費で40万9,000円の増額でございます。給料3,000円、職員手当、共済費等、人件費の増額でございます。なお、以下、人件費の増額につきましては、4月異動に伴うものと、共済費の負担のそういう引き上げに伴

うものが主なものでございますので、説明は省略させていただきますので、御了解をいただきたいと思えます。

2 款、総務費、1 項、1 目の一般管理費で 5 3 5 万 1, 0 0 0 円、給料、職員手当、共済費の増額と、7 節の賃金 1 4 6 万 4, 0 0 0 円で 1 名分の臨時雇用でございます。

1 3 節の委託料で消費者行政相談啓発業務委託料ということで、サロンでの啓発のものを補助金をいただいて行うものでございます。

それから、3 目の会計管理費で 4 万 8, 0 0 0 円、時間外勤務手当でございます。

4 目の財産管理費で 1 3 0 万円、修繕料、かじか荘の駐車場のタイルの補修となっております。

それから、5 目の企画費で 6 9 0 万 9, 0 0 0 円、人件費と、1 枚めくっていただきまして、2 7 ページの 1 9 節で 1 1 2 万 4, 0 0 0 円、過疎集落再生・活性化支援補助金でございます。真国のあの農園整備事業等、県から 1 0 0 % 補助をいただいて行うものでございます。

6 目の電子計算費として 8 5 2 万 8, 0 0 0 円でございます。給料、職員手当、共済費と、1 5 節の工事請負費で 8 3 5 万 8, 0 0 0 円でございます。光ケーブルの架設変更工事でございます。県道の拡張工事に伴いまして、関電柱、あるいは N T T のそういう柱が移設に伴いまして、光ケーブルの共架かけておりますが、その変更する費用でございます。県から全額補助をいただくということになっております。

7 目の支所及び出張所費で 4 8 万 8, 0 0 0 円、賃金として 4 8 万 8, 0 0 0 円でございます。

それから、9 節の自治振興費で 2 7 4 万 8, 0 0 0 円、委託料 2 9 万 1, 0 0 0 円、それから、1 5 節、工事請負費で 2 4 5 万 7, 0 0 0 円、いずれも旧平集会所の解体撤去の工事の設計あるいは解体の工事費用でございます。

それから、1 2 目、防災諸費で 5 6 0 万 1, 0 0 0 円、給料等人件費と、1 8 節、備品購入費で 2 9 9 万 3, 0 0 0 円でございます。気象観測用装置ということで、風速あるいは風向あるいは雨量の、おのおの 4 台分の購入費用でございます。

それから、2 款、3 項、1 目の戸籍住民基本台帳費で 5 7 万 1, 0 0 0 円、これも人件費のみでございます。

同じく、2 款、5 項、1 目の指定統計費 8 万 6, 0 0 0 円、これは勤務時間外手当でございます。

3 款、民生費、1 項、1 目の社会福祉総務費では 6 0 0 円の減額でございます。これも異動に伴う人件費の減でございます。

1 枚めくっていただきまして、2 9 ページでございます。

2 目の国民年金事務費で 7 万 1, 0 0 0 円、これも人件費でございます。

3 目の老人福祉費で 3, 7 4 7 万円でございます。給料、職員手当、共済費等ともに、1 1 節の需用費で 1 2 0 万円の減額、これにつきましては、1 9 節の高齢者ふれあいサロン 1 2 0 万円への組みかえということになります。

それから、1 2 節の役務費 4 万 5, 0 0 0 円、傷害保険料ということで、ふれあいサロンの世話人の保険料でございます。

1 9 節の 3, 6 6 0 万円につきましては、先ほど申し上げましたふれあいサロンの補助金、それから介護基盤緊急整備等臨時特例補助金、それから施設開設準備経費助成特別対策事業補助金、歳入のときにも申し上げましたけれども、小規模多機能型居宅介護施設あるいは運営の補助ということになってございます。

4 目の障害者福祉費で 1 1 1 万 5, 0 0 0 円、職員手当で 1 1 万 5, 0 0 0 円と、1 9 節負担金補助金で 1 0 0 万円、ひかり作業所の補助金ということで、厨房等の施設整備に伴いまして 1 0 0 万円の補助を行うものでございます。

続いて、3 0 ページをお願いします。

3 款、2 項、1 目の児童福祉総務費で 6 1 万 2, 0 0 0 円、給料、職員手当、共済手当、それから旅費あるいは需用費、1 9 節の費用につきましては、ファシリテーター養成成分ということで子育て支援プログラムに関する費用でございます。

2 目の青少年対策費で 1 6 万 5, 0 0 0 円、人件費のみでございます。

4 目の保育所費で 3 6 5 万 1, 0 0 0 円、これも人件費のみでございます。

1 枚めくっていただきまして、3 1 ページをお願いします。

5 目の児童館運営費 5 万円、町地域活動連絡協議会補助金ということで、親子クラブへの助成となっております。

6 目の学童保育費で 5 万 4, 0 0 0 円の増額、過年度返還金でございます。

7 目の子ども手当につきましても 1 8 0 万円、時間外手当 1 1 万円と過年度返還金が 7 万円でございます。

4 款、衛生費、1 項、1 目の保健衛生費で 1 6 8 万 4, 0 0 0 円、これは人件費のみでございます。

3 目の母子衛生費 8 万 1, 0 0 0 円、時間外勤務手当でございます。

5 款、農林水産業費、1 項、1 目の農業委員会費で 2 2 6 万 4, 0 0 0 円、人件費のみでございます。

次のページ、3 2 ページをお願いします。

農業総務費では 3 3 0 万円の減額です。これも人件費のみでございます。

3 目の農業振興費で 6 0 0 万円、原材料費として 6 0 0 万円、鳥獣害防止総合事業用材料費でございます。国の 1 0 0 % の補助をいただいて、材料支給を行うものでございます。

4 目の耕地総務費では 1 2 0 万円の減、人件費のみでございます。

6 目の地籍調査費では 1, 2 5 7 万 3, 0 0 0 円の増でございます。これも人件費のみでございます。

3 3 ページをお願いします。

9 目の農業体質強化基盤整備促進事業で 2, 0 0 0 万 5, 0 0 0 円の増額でございます。この費用につきましては、従来の小規模土地改良事業県費補助金でございますけれども、国の補助金の事業として、今年度、実施すると、こういうことでございます。

続いて、5 款、2 項、1 目の林業総務費で 3 3 2 万 4, 0 0 0 円、給料、職員手当、共済費、人件費と、1 9 節、負担金補助金で 1 9 5 万円、森林整備地域活動支援交付金ということでございます。

次の 3 4 ページをお願いします。

5 款、4 項、1 目の山村振興総務費で 5 4 7 万 2, 0 0 0 円、賃金として 1 4 8 万 5, 0 0 0 円、それから需用費で消耗品で 1 8 万 7, 0 0 0 円、委託料で 2 0 0 万円、移住・交流による地域活性化支援事業委託料ということで、定住関係の事業ということでございます。それから備品購入費で 3 0 万円、1 9 節、負担金補助金で 1 5 0 万円、地域活性化アグリビジネス支援事業補助金ということで、農家民泊の開設等の補助ということになっております。

6 款、商工費、1 項、1 目の商工振興費で 1 6 3 万 9, 0 0 0 円、人件費のみでございます。

2 目の観光費 2 1 万円、修繕料でございます。

7 款、2 項、1 目の道路橋りょう維持費で 1 0 万円、修繕費でございます。バックホウでの修繕となっております。

３５ページをお願いします。

７款、２項、２目の道路橋りょう新設改良費で９８万４,０００円、人件費、給料、職員手当、共済費と委託料で３００万円、東福井牧場線測量設計委託料、それから１７節、公有財産購入費で１１４万１,０００円の減額、それから補償、補填で１２１万４,０００円の減額となります。東福井牧場線の予算の組みかえ、あるいは大久保線の増となっております。

それから８款、消防費、１項、１目の常備消防費で５８０万円の減額、これも全額人件費でございます。

２目の非常備消防費で２８９万７,０００円、消防団員の退職報奨金の増額でございます。

３６ページをお願いします。

９款、教育費、１項、２目の事務局費で５５０万円の減、これも全額人件費でございます。

３目の教育諸費で６４万３,０００円、報償費で１３万９,０００円、旅費で３０万円、これはＡＬＴの費用でございます。１９節の２０万４,０００円、これもＡＬＴの費用となっております。

それから、９款、２項、１目の学校管理費で２,１７５万６,０００円、給料、職員手当、共済費、委託料で３５万２,０００円、給食配送業務委託３５万２,０００円、それから、１５節で工事請負費として６４９万円、毛原小学校の遊具等移設工事で９９万８,０００円、下神野小学校給食室改修工事で５４９万２,０００円、１枚めくっていただきまして、３７ページ、備品購入費で２,３１７万７,０００円、給食用備品で１,６２３万３,０００円、給食の配送車で６９４万４,０００円、いずれも、町長が、冒頭で申し上げました中学校給食に伴う経費でございます。

２目の教育振興費は財源変更でございまして、補正がございません。

続いて、９款、３項、１目の学校管理費で８８万５,０００円、工事請負費で８８万５,０００円、美里中学校給食受け入れ室等の改修工事でございます。

２目の教育振興費で、これも増減額がございません、財源変更でございます。

９款、４項、１目の社会教育総務費で１,３５６万５,０００円、人件費のみでございます。

３目の公民館費で２８万円、消耗品で２８万円、各公民館の消火器等の購入でござい

ます。

続いて、38ページをお願いします。

4目の人権教育費で6万6,000円、これも人件費のみでございます。

7目のみさと天文台管理運営費で73万円、給料、職員手当、共済費以外に賃金で100万円、それから委託料で100万円、これは委託料から賃金への組みかえということでございます。

9目の文化センター管理運営費で159万9,000円、報酬で非常勤職員報酬ということで120万円、需用費として修繕費、加圧ポンプでございます、39万9,000円です。

12目の共育コミュニティ事業費で50万円、委託料として50万円でございます。共育コミュニティ運営事業の委託ということの増額でございます。

続いて、9款、5項、1目の保健体育総務費で17万2,000円、人件費のみでございます。

39ページをお願いします。

2目の体育施設管理運営費で1,873万円、委託料で172万円、工事請負費で1,701万円、どちらもスポーツ公園の体育館の耐震補強工事に伴う設計監理あるいは補強工事となっております。

10款、1項、1目の道路橋りょう災害復旧費で331万5,000円、町道上ケ井線の道路災害復旧工事費でございます。

40ページは平成23年度の繰越明許の繰越計算書でございます。御一読をいただきたいと思います。

20ページへ戻っていただきたいと思います。20ページでございます。

第2表、地方債補正でございます。変更のあるところのみ申し上げます。

起債の目的で、一般単独債の限度額は補正後3,590万円増額いたしまして3億5,170万円の限度額をお願いするものでございます。

過疎対策事業債では1,840万円増額の3億2,120万円の限度額の増額をお願いするものです。

それから、災害復旧事業債では80万円増額の370万円の限度額の増額補正のお願いでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じとなっております。

以上、説明とさせていただきます。

(総務課長 井上 章君 降壇)

◎日程第10 御案第53号 平成24年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第1号)について

○議長(加納国孝君) 日程第10、議案第53号、平成24年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、議題とします。

説明をお願いします。

住民課長、牛居君。

(住民課長 牛居秀行君 登壇)

○住民課長(牛居秀行君) 議案書の42ページをごらんください。

議案第53号、平成24年度紀美野町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成24年度紀美野町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,871万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成24年6月5日提出 紀美野町長 寺本光嘉
予算書の47ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金の2節、特別調整交付金で171万5,000円の増額補正であります。これにつきましては、国保の保健事業として実施をしております特定健診等の受診率を向上させるため、特定健診や特定保健指導の未受診者対策及び生活習慣病の一次予防に重点を置いた事業の取り組みに対します国の補助でございまして、この追加事業につきましては、100%補助となっております。

次に、48ページの歳出でございます。

8款、保健事業費、1項、1目、特定健康診査等事業費で171万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳につきましては、7節、賃金で54万円の

増額補正でございます。これにつきましては、先ほど、歳入で御説明をいたしました保健事業実施に伴う保健師の賃金でございます。

次に、12節、役務費で30万9,000円の増額補正でございます。これにつきましては、この事業に伴うアンケートや受診勧奨用のパンフレット及び受診勧奨はがき等の郵便料でございます。

次に、委託料で86万6,000円の増額補正であります。これにつきましては、受診勧奨案内やパンフレット及びアンケート調査票の企画作成作業の委託料でございます。合わせまして171万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、平成24年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

（住民課長 牛居秀行君 降壇）

○議長（加納国孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長（加納国孝君） 本日はこれで散会します。

（午前11時58分）